平成２４年（フ）第４１５２号
東京都新宿区早稲田鶴巻町533
債務者　武井　榮子
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小沢　年樹
4　破産債権の届出期間　平成24年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月６日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１７２号
栃木県小山市東間々田２丁目36番12号
債務者　舘野　和美
1　決定年月日時　平成24年４月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹澤　一郎
4　破産債権の届出期間　平成24年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月13日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４３３９号
東京都中央区日本橋浜町２丁目55―５―801
債務者　神田　勝義
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉羽真一郎
4　破産債権の届出期間　平成24年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月13日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９号
長野県松本市波田9759番地２　オオツキアパートＡ、前住所長野県松本市波田5747番地12　エトワールハタ101号
債務者　筒井　浩史
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上條　　剛
4　破産債権の届出期間　平成24年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月20日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第４２７９号
東京都品川区小山２丁目１―６
債務者　海藤　敏之
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江坂　春彦
4　破産債権の届出期間　平成24年５月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月31日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３９号
新潟市中央区四ツ屋町２丁目5133番地10
債務者　阿部　高志
1　決定年月日時　平成24年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀田　伸吾
4　破産債権の届出期間　平成24年５月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月６日午前10時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３２４号
大阪府池田市石橋４丁目２番８―101号、住民票上の住所大阪市東住吉区針中野１丁目５番11号
債務者　恩村　達夫
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻村　和彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月26日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４号
群馬県太田市西矢島町328番地１
債務者　須永　一郎
1　決定年月日時　平成24年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小暮　俊子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月５日午後４時15分
5　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第１３３号
さいたま市浦和区大原１丁目23番10号
債務者　鈴木　浩夫
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関口　和正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２２５号
宮城県宮城郡松島町磯崎字夕陽が丘64番地
債務者　内海　博昭
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大友　健治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２４５号
兵庫県三田市ゆりのき台３丁目25番地１　１棟508号
債務者　中村　信行
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高島　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５９号
山梨県北杜市長坂町小荒間1930―２　リゾナーレ長坂寮306、住民票上の住所埼玉県さいたま市見沼区大字南中丸522番地21
債務者　冨耒　和之
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀内　寿人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３９号
兵庫県宝塚市武庫山２丁目４番78―506号
債務者　澤田　信二
1　決定年月日時　平成24年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂井希千与
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第７０号
兵庫県伊丹市南野２丁目３番65―203号、前住所兵庫県伊丹市南鈴原４丁目158番地
債務者　渡辺　　満
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西部　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月12日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３３７号
京都市伏見区納所下野１番地　伏見納所団地11棟401号
債務者　水谷　和治
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日下部和弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月27日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係